

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

① 令和7年11月18日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃえすじえいえぬ

② 届出者氏名 株式会社 SJN

だいひょうとりしまりやくすずきしょうたろう

代表取締役 鈴木正太郎

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許可番号	23-ユ-303219
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃえすじえいえぬ 株式会社 SJN
(ふりがな) ⑤所在地	〒 4 5 5 - 0 0 7 6 電話 050 (1095) 3277 あいちけんなごやしみなとくかわまちょう2ちょうめ65ばんち 愛知県名古屋市中区川崎町二丁目65番地
⑥適用開始・変更予定日	令和8年 2月 1日
⑦届出・変更届出内容	別添のとおり
⑧備考	株式会社 SJN に適用する。 担当者 代表取締役 鈴木正太郎 電話番号 : 050 (1095) 3277

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 円) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

23-ユ-303219

事業所の名称及び所在地

愛知県名古屋市長区川間町二丁目 6 5 番地

株式会社 SJM